

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月18日 08時00分ごろ
発生場所	熊本県 ^{やつしろ} 八代市八代港 八代港北防砂堤灯台から真方位204° 890m付近 (概位 北緯32° 32.4′ 東経130° 32.8′)
事故の概要	漁船 ^{きよせい} 巨星丸は、南西進中、導流堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 巨星丸、4.20トン
船舶番号、船舶所有者等	KM3-44951（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ軸、プロペラ翼及び舵板に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約380cm（八代）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、私用のため、八代港外港地区北西端の船だまり（以下「本件船だまり」という。）に向けて八代港北西方沖の漁場を発進した。</p> <p>本船は、船長が、本件船だまりへの入航が初めてであり、漁場を発進する際、知人に連絡して、八代港北防砂堤灯台を左舷側に見て航行すればよい旨の助言を受けていたので、同灯台を左舷側に見ながら八代市大島町を船首目標にし、約8ノットの対地速力で手動操舵により東南東進した。</p> <p>本船は、本件船だまり沖で右転し、南西進中、大島南導流堤（以下「本件導流堤」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁できなかつたので、船長が手配した台船に引き揚げられた。</p> <p>八代港内を巡回していた地元自治体の職員は、本事故の発生を知り、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本件導流堤は、本件船だまりの北東方に位置し、陸岸から北西方に延びており、本事故時、海面下に没した状態であった。</p> <p>船長は、本件導流堤の存在を知らなかつた。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターに本件導流堤が表示されていたが、本事故当時、GPSプロッターを確認していなかつた。</p> <p>船長は、本船に本事故発生海域の海図が備えられていたが、古くな</p>

	<p>っていたので、同海図を使用していなかった。</p>
分析	<p>本船は、八代港内を南西進中、船長が、本件導流堤が表示されていたGPSプロッターを確認していなかったことから、海面下に没していた本件導流堤に気付かずに航行し、本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、八代港内を南西進中、船長が、本件導流堤が表示されていたGPSプロッターを確認していなかったため、海面下に没していた本件導流堤に気付かずに航行し、本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターを有効活用すること。 ・事前に海図や沿岸小型船舶用参考図で航行する海域の水路調査を行うこと。 ・海図を最新の状態に維持すること。